

国際学会参加渡航費助成基準

1990年5月24日制定

1990年例規第6号

(趣旨)

第1条 この基準は、明治大学の専任教員（助手を除く。以下同じ。）の国際的な学術研究活動を奨励し、教育効果を高めるため、国外で開催される学会（以下「国際学会」という。）に参加する者に対する参加渡航費用の助成（以下「助成」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(助成)

第2条 助成は、本人が参加経費を負担して国際学会に出席し、講演若しくは研究発表（ポスター・セッションを含む。）を行う場合又は座長を務める場合に受けることができる。

(助成回数)

第3条 助成の回数は、1人年度内2回とする。

(重複受給等の禁止)

第4条 国際学会開催時点において在外研究員である者は、助成を受けることができない。

(助成額)

第5条 助成は、渡航費及び宿泊費において行うものとし、それぞれ次に掲げる基準に相当する金額を支給する。ただし、同一年度における助成額の総額は、30万円を限度とする。

(1) 渡航費 往復航空運賃（エコノミークラス）及び諸経費（各国政府・空港によって課せられる税金・手数料、航空保険特別料金及び燃油特別付加運賃）の実費分

(2) 宿泊費 当該国際学会の開催期間中の宿泊費実費分。ただし、適用期間は、開催日の前泊分を含め、4泊5日を限度とし、また、1泊分の支給上限は、15,000円とする。

2 学外及び学内の機関等から、前項各号に係る経費の助成を受ける場合は、その額を除いた額を助成額として支給する。

(申請書類)

第6条 助成を希望する者は、次に掲げる書類を所定の期日までに提出しなければならない。

(1) 国際学会参加渡航費助成願（様式）

- (2) 講演者, 研究発表者又は座長として記載されているプログラム又はその写し
- (3) 航空券の写し(搭乗者名及び航空運賃が記載されたもの)及び領収書
- (4) 最終渡航地が学会開催地より以遠の場合は, 航空券を購入した旅行会社等発行の日本から開催地までの航空運賃が明示された証明書
- (5) 宿泊に関する領収書
(報告書の提出)

第7条 助成を受けた者は, 帰国後, 直ちに所定の報告書を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第8条 助成を受けた者が, 講演又は研究発表を中止し, 又はその渡航内容を変更したときは, 助成金の全部又は一部を返還させることがある。

(事務)

第9条 この基準に関する事務は, 研究推進部において処理する。

(改廃)

第10条 この基準を改廃するときは, 研究企画推進本部会議の議を経なければならない。

附 則 (1990年例規第6号)

(施行期日)

1 この基準は, 1990年(平成2年)5月24日から施行する。

(例規等の廃止)

2 次に掲げる例規等は, 廃止する。

(1) 海外出張助成金の支給に関する取り扱い内規(昭和44年例規第28号)

(2) 国際学会参加渡航費支給基準(昭和56年7月6日制定)

(通達第652号)

附 則 (1998年度例規第11号)

この基準は, 1999年(平成11年)4月1日から施行する。

(通達第983号)(注 宿泊費の支給及び助成条件の緩和に伴う当該条項の改正)

附 則 (2000年度例規第10号)

この基準は, 2000年(平成12年)7月25日から施行し, 改正後の国際学会参加渡航費助成基準第5条第1号の規定は, 同年7月1日以降の渡航から適用する。

(通達第1070号)(注 渡航費の助成額を往復運賃の実費分に変更するための当該条項の改正)

附 則（２００７年度例規第３号）

この基準は、２００７年（平成１９年）４月１９日から施行する。

（通達第１５３３号）（注 短期大学の専任教員の移籍による短期大学にかかわる部分の削除に伴う改正）

附 則（２００７年度例規第９号）

この基準は、２００７年（平成１９年）９月１０日から施行する。

（通達第１５６３号）（注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正）

附 則（２００８年度例規第２１号）

この基準は、２００８年（平成２０年）１１月１９日から施行し、改正後の規定は、同年４月１日以降の渡航から適用する。

（通達第１７４７号）（注 渡航費の助成として諸経費の実費分を支給することに伴う改正）

附 則（２００９年度例規第９号）

この基準は、２００９年（平成２１年）６月１０日から施行し、改正後の規定は、同年４月２２日から適用する。

（通達第１８０８号）（注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）

附 則（２００９年度例規第３２号）

この基準は、２０１０年（平成２２年）１月２０日から施行し、改正後の規定は、２００９年（平成２１年）１０月６日以降の宿泊から適用する。

（通達第１８５９号）（注 宿泊費の助成額を増額改定することに伴う改正）

附 則（２０１２年度例規第２２号）

この基準は、２０１３年（平成２５年）４月１日から施行する。

（通達第２１５３号）（注 助成総額３０万円を上限として年度内の助成回数を２回とするための改正）

附 則（２０１５年度例規第３号）

この基準は、２０１５年（平成２７年）７月１５日から施行し、改正後の規定は、同年４月１日から適用する。

（通達第２３３８号）（注 研究企画推進委員会の名称変更等に伴う改正）